

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年3月31日まで（一部は令和4年1月31日まで）次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年9月9日（令和3年9月13日適用）
(令和4年1月7日改訂)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒などの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。冬季は暖房使用により換気がおそらかになりがちなため、特に定期的な換気に留意してください。
- ② 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛してください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、できる限り早くかかりつけ医や医療機関で受診してください。
- ④ 感染リスクの高まる会食（同一グループの同一テーブルでの5人以上※）については、自粛してください。（令和4年1月31日まで）
※結婚披露宴等については個別協議とする。
- ⑤ 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。
- ⑥ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めてください。
- ⑦ 通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種などを除き、外出や他の市町村等への移動に当たっては、県からの感染状況等の情報をよく把握したうえで、慎重に判断して行動してください。（令和4年1月31日まで）

- ⑧ まん延防止等重点措置の対象区域である都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛してください。(令和4年1月31日まで)

その他の都道府県も含め、県外へ移動する際には、ワクチン接種または健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方は検査による陰性確認を受けるなど、安全性を担保したうえで行動してください。

また、県外在住者についても本県へ来訪する際は、同様の対応を行ってください。

2 事業者の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。
- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ④ 各施設、事業所等においては、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。
- ⑤ イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、令和4年1月31日までのイベント等については、事業者が実施する検査により参加者全員の陰性確認を行ったうえで開催してください。なお、これら感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



- ⑥ 過去にクラスターが発生した施設類型（高齢者施設・障害者施設・児童福祉施設）の施設管理者は、速やかに感染防止の集中自己点検を実施し、対策を講じた上で、その結果を報告してください。また、施設職員等について、ワクチン接種済みの場合は週1回、未接種の場合は週2回のPCR検査を実施してください。（令和4年1月31日まで）

健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の施設職員等に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めてください。

- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけてください。

4 学校関係者の皆様へ

中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は必要最小限の活動に留めるとともに、以下の内容を要請します。（令和4年1月31日まで）

- ① 部活動を行うに当たっては、十分な感染防止対策を講じたうえで、交流活動については県内の学校のみとし、その実施については慎重に判断してください。

- ② 関東大会、全国大会等の上位の教育内大会への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討してください。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟等が主催する大会

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進) ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の抑制（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底

イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」の定義については、次のとおりです。

イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。

【参考】令和3年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

※ 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。